## デジタルの文脈における性的及びジェンダーに基づく暴力、虐待及びハラスメント の撲滅に対するシャルルボワ・コミットメント (骨子)

- ▶ あらゆる形態の性的及びジェンダーに基づく暴力、虐待、インターネット上のいじめ及びハラスメントは、自由で平等な社会への障害。技術により提供される利益は、新たな形態の暴力、虐待及びハラスメントにより損なわれ得る。
- 全ての人々の人権がオフラインだけでなくオンラインでも保護されるよう努力。 「ジェンダーに配慮した経済環境のための G7 ロードマップ」と整合的に暴力を 撤廃することにコミット。
- デジタルの文脈における性的及びジェンダーに基づく虐待、ハラスメント及び暴力の脅しを予防し対抗するため、以下にコミット。
- 1 技術の開発に遅れをとらないよう、法的枠組み、教育上のアプローチ等を促進。
- 2 「プライバシーの保護及び個人情報の国境を越えた移動に関する OECD のガイドライン」と整合的に、性別及び年齢別のデータの収集及び公表を強化。
- 3 国際, 各国及び地方レベルでジェンダーに基づく分析により裏付けられた予防・対応戦略の有効性を強化。
- 4 民間の議論や人権の享受への影響に関する意識向上のイニシアティブを支援。
- 5 物理的及びデジタルの文脈における性的及びジェンダーに基づく虐待、ハラスメント及び暴力の脅しの予防・対抗を目的としたアプローチを共有し、世界的な取組を支援。
- 6 デジタル課題に関する官民連携のモデルから教訓を得るために、民間部門、市民社会及び女性の権利に関する組織との協力も含め国際社会を動員。
- 7 特に男性及び男児に対し、性的及びジェンダーに基づく暴力、差別等に対して 強く声を上げることを奨励。
- 8 データの機密性における違反、コネクテッド技術等を悪用した犯罪に対する対応を改善。被害者情報の秘密保持を確保し、法執行機関、裁判官等への教育を促進。
- 9 女児及び女性の人身取引を助長するインターネット悪用の防止で連携。
- 10 デジタル・プラットフォーム及びコネクテッド技術の開発において、設計か

ら最終用途に至るまで、ジェンダーへの偏見を取り除くことを支援。